

平成31年度
事業計画書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

目 次

I	事業計画策定の基本方針	1
II	公益目的事業	
1	適正化事業	2
(1)	街頭指導業務	2
(2)	研修・講習	3
(3)	苦情及び遺失物調査	5
(4)	タクシー乗場の設置及び運営	6
(5)	調査及び広報	7
(6)	優良運転者表彰	8
2	登録事務等事業	8
3	試験事務事業	8
III	収益事業	
1	登録用写真事業	9
2	教材・用紙等販売事業	9
3	共同休憩所運営事業	10
4	土地・建物賃貸事業	11
5	自動販売機による飲料等販売事業	11
IV	その他事業	
1	誘導案内整理事業	11
2	適性診断事業	11
3	インターナショナルビジターズタクシー事業	11
4	優良運転者・優良事業者制度	12
V	組織と運営	
1	組織体制	12
2	職員の職務能力の向上	13
3	本部建物・設備の整備	13
4	公認会計士等による監査	13
別表 1	「研修・講習実施計画」	14
別表 2	「タクシー乗場の設置・見直し等実施計画」	15
別表 3	「登録事務等事業実施計画」	16
別表 4	「タクシー乗場別案内人等配置計画」	18

I 事業計画策定の基本方針

平成30年は、全国各地で自然災害が多く発生し、大阪においても6月には震度6を観測した大阪北部地震、9月には台風21号と、いずれも大きな被害をもたらしました。一方、2025年の万国博覧会の開催が大阪に決定され、大阪を訪れる訪日外国人旅行者は一昨年には1千万人を突破するなど、タクシー業界にとっては明るい兆しで、大いに期待がかかる場所でもあります。また、政府発表の景気動向によりますと、「穏やかな回復が続いている。」とされ、大阪のタクシー業界においても、日車営収の増加傾向が続くなど、一部に明るい兆しも見受けられますが、全体としては、まだまだ厳しい状況は変わりありません。

こうした中、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定による大阪市域交通圏特定地域計画に基づく活性化事業の諸施策について、小委員会やワーキンググループの開催等具体的な進展が見られるところではありますが、大阪タクシーセンター（以下「センター」という。）としても実施主体として積極的に参画し、諸施策の実現、充実・拡大に努めていく必要があります。

平成31年度のセンター事業計画の基本方針は、公益目的の適正化事業、運転者登録事務事業及び試験事務事業の着実な推進とし、特にユニバーサルデザイン対応、訪日外国人の接客などニーズの多様化に応じた研修内容の充実化、優良事業者、優良運転者制度の実施に注力していくこととします。

また、センターの財務についても改善に努めていくこととします。センターの財務運営状況は、減車等の影響で負担金収入が減少する中、数年来赤字運営が続いているところから、タクシー利用客の利便向上とタクシー業界の発展を図っていく上での緩急軽重の事業をこれまで以上に峻別することとし、費用の支出見直しによる職員の適所配置、退職職員の不補充等思い切った見直しを行っていきます。

その他、円滑な組織運営のために職員の資質向上、業務環境の整備促進を図り、公益法人としての責任を全うするため、公認会計士による監査や顧問弁護士による法律相談等の助言を仰ぎつつ的確な法人運営に努めていくこととします。

タクシー事業を取り巻く環境はこれからも厳しい状況が続くことが予想されますが、センターにおきましても基本姿勢である中立・公正を旨とし、職員が一丸となってタクシー業務の適正化・活性化と利用者利便の確保に向け取り組むこととします。

II 公益目的事業

1 適正化事業

(1) 街頭指導業務

J R 大阪駅をはじめ大阪市内主要鉄道駅等のターミナル周辺及び夜の繁華街においては、従来から客待ちタクシーが過度に集中して交通渋滞を引き起こすなど円滑な交通を妨げていたところですが、関係行政機関をはじめとする輸送秩序確立連絡協議会（以下「一水会」という。）における取組や事業者による自主街頭指導及びセンター指導員による街頭指導等官民業界を挙げた取組により、悪質な客待ち駐車や国道 2 号、御堂筋における夜間の二・三重駐車や解消など、不法行為の減少による交通秩序の改善が図られているところです。

しかしながら、交差点、横断歩道上、バス停などにおける違法な客待ち駐車は一掃されたわけではなく、危険なバック付による客待ち駐車も後を絶たないほか、タクシー運転者の接客やマナーに対する姿勢も未だ改善がなされていないことから利用者や一般ドライバー、市民等から苦情・要望が寄せられるなど業界全体の信頼を損なう要因となっています。

このような状況を踏まえ、平成 31 年度もタクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）に基づく適正化事業実施機関として、タクシー運転者に対する道路運送法及びタク特法等に違反する行為の防止並びに是正のための適正化事業をセンター事業の重要施策と位置付け、業務に取り組むこととします。

なお、指導業務を行うにあたっては、サインカーを有効活用して効果的に実施するとともに、運輸局、警察、業界団体等と連携し違法行為の防止や是正活動に努めてまいります。また、指導員の円滑な業務推進と身体の安全を確保した街頭活動を実施していくこととします。

ア 街頭指導活動

(ア) 街頭指導計画の策定及び実施

輸送秩序の確立及び輸送サービスの向上を効果的に推進するため街頭指導計画を策定し、毎月開催される一水会で承認を得たうえ、計画に沿った街頭指導活動を実施します。

(イ) 違法行為の防止指導・是正活動

昼間から夜間にかけては、J R 大阪駅をはじめとする各主要ターミナル周辺を重点街頭指導場所として、タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱（以下「措置要綱」という。）に定められた違法行為事案（交差点、横断歩道、バス停等における違法駐停車や違法な客待ち、客引き行為、乗車拒否等）の防止指導活動を実施するとともに、指導に基づき事業者に対して運転者に対する指導の徹底について要請する等の是正活動も併せて実施します。

(ウ) 関係機関等と連携した街頭指導活動

北新地・南地を平成 31 年度も街頭指導の最重要地域と捉え、最大の体制で街頭指

導を実施するとともに、運輸当局、所轄警察署、各事業者団体等と連携して実施する合同街頭指導や北新地における自主街頭指導についても取りまとめ機関として協働して取り組みます。

また、北新地乗車禁止地区においては、平成31年度も指定乗場外乗車・不法駐停車・不法乗入の実態調査を継続して実施します。

(エ) 不法行為の防止・是正活動

非衛生行為やタバコ・ゴミ捨て等の苦情に対して、迅速・的確に巡回指導を実施するとともに、苦情多発場所については指導班を現地に派遣し、排除等の指導活動を実施するとともに同じく広報や事業所訪問により事業者に対する是正活動も実施します。

(オ) 一般車両等との安全確保等公益に寄与する活動

指導員による街頭指導時においては、タクシー利用者をはじめ一般車両や歩行者等に対して交通安全指導を積極的に実施し交通安全対策の一翼を担います。

また、主要なタクシー乗場において、委託契約した案内人及び整理員を引き続き配置し、タクシー利用者の利便や安全の確保を図るほか、一般車両や歩行者との交通事故防止を図ることとします。（誘導案内整理事業）

(カ) 指導員の円滑な業務推進と身体の安全の確保

サインカーに小型カメラを装着するなどにより、指導員の円滑な業務推進と安全の確保に努めます。

イ 事業所訪問の継続実施

当該事業所の運転者に係る違法行為や苦情等の不適切行為に関して運転者への教育・指導要請を行うほか、職員を事業所に派遣して研修・講習会の実施、苦情等の取扱いなど、センター業務についての意見交換を実施します。

(2) 研修・講習

研修は、タクシー運転者としての資質の向上、交通安全意識の高揚を図るため、平成31年度も研修内容の更なる充実に取り組むとともに、大阪A及びB地域の法人、個人事業者団体のバリアフリー研修のニーズに応えるため出張バリアフリー研修等、タクシー業界のニーズに沿った研修等を実施することとします。

ア 研修内容の充実

(ア) 常勤役員による研修の実施

新任運転者研修（4日間）等の研修科目であるタクシー運転者としての「基本的心得え」の講義について、常勤役員が担当して実施することとします。

(イ) 接客研修の充実

高齢者、身体障害者等に対する接客の充実が求められていることから新任研修等においてユニバーサルデザイン車両を導入してより実践的なバリアフリー研修の充実を図ることとします。また、訪日外国人が前年度を上回っていることから、少しでも外

国語にて接客対応ができるように新任研修等の中で訪日外国人（英語）接客研修を行います。

平成25年度から実施している外国語講座については、平成31年度も引き続き行うこととします。具体的には英語講座を初級編2回、実践編1回行うこととし、この講座を通して来阪外国旅行者等に対して「おもてなし」の心を持った接客が一層できるよう接客向上を図ることとします。

(ウ) 高齢運転者安全運転研修及び個別研修の実施

平成31年度も引き続き「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策」認定制度（以下「ニンタク制度」という。）に基づく研修について、高齢者安全運転研修、地理習熟及び接客サービス向上研修を実施することとします。

イ 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図るとともに、タクシー事業者が実施する運転者教育を支援するため、視聴覚教材の貸出を無償で行うこととします。

○ 貸出可能な教材ソフト

種 別	巻・枚数
交通安全教育用ビデオテープ	12巻
交通安全教育用DVD	14枚

ウ 研修・講習実施計画

平成31年度の実施計画は、別表1「研修・講習実施計画」（14頁）のとおりです。

エ 事業者研修・講習の実施

事業者による運転者に対する地理並びに旅客及び公衆応接に関し必要な事項についての指導監督並びに運転者に対する運行管理の徹底を図るため、次表のとおり研修（講習）会を実施します。

○ 研修（講習）会予定

名 称	時期	対 象	人員(人)	受講料(円)
運行管理者講習	7月	運行管理者	150	1,500
指導主任者(補助者)研修	11月	指導主任者及び補助者	150	1,500

(3) 苦情及び遺失物調査

タクシー利用者からの苦情、要望、及び遺失物の受理は、平成31年度も引き続きインターネットのホームページを活用したEメールと合わせて24時間体制で受理し、利用者の利便を図ります。

なお、従来、夜間（平日17時～翌9時、土曜日12時～23時）は、留守番電話でも対応していましたが、利用者の吹き込み内容の情報が乏しいことやインターネット利用による申告が多いことから、平成31年度から留守番電話を廃止し、インターネットのみの受付にすることといたします。

留守番電話の廃止は、留守番電話の解読作業が省略でき、受け付けた苦情等に係る調査がより迅速に行うことが可能となり、タクシー利用者の利便性を維持した上で、タクシー業務のより適正化の推進が期待されるところであります。

ア 苦情処理方針

(ア) 苦情及び要望の取扱い

利用者からの苦情及び要望については、的確に内容を調査し、措置要綱に基づき適切に措置するとともに、感謝事例と合わせて隔月発行のセンターニュースに掲載し、運転者の利用者サービスの向上が図れるように努めます。

(イ) 悪質重大な違反容疑の事情調査

乗車拒否等の悪質又は重大な違反容疑の苦情事案については、当該事業者の出頭を求めて事情聴取を行い、再発防止に向けた指導を行うとともに、近畿運輸局への報告等、措置要綱に基づく適切な措置を行います。

(ウ) 措置要綱に基づく原簿の管理

措置要綱に基づく原簿については、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者及び法人タクシー運転者毎に整理を行い、違法行為の現認（街頭指導）及び確認（苦情処理）をした場合は、原簿に当該違反点数を登載し、近畿運輸局への報告・法人タクシー事業者への通報・累計違反点数証明書の交付等の事務処理を的確に行います。

イ 遺失物調査処理方針

(ア) 調査手法

遺失物の調査は、センターの遺失物処理システム及び警察からの拾得情報のホームページによる公表を活用する等により、業界との緊密な連携を図りながら発見率の一層の向上に努めます。

(イ) 利用者への注意喚起

遺失物の減少に資するためのタクシー運転者による利用者への声かけや車内確認、利用者を取りやすい位置へのタクシーカードの備付け、及び忘れ物の注意を促す「車内ステッカー」（センターの忘れ物・苦情の連絡先、及びインターネットホームページのアドレスを記録したQRコード入り）の貼付の徹底を引き続き事業者及び運転者に広く呼びかけていくことといたします。

ウ 苦情・感謝事例集の活用

受理した苦情申告及び親切善行の事例を種別ごとに整理した「苦情事例集」を年2回、「感謝事例集」については年1回作成し、タクシー事業者に配付し、指導教育に役立てていただくとともに、センターの運転者研修にも活用することといたします。

(4) タクシー乗場の設置及び運営

ア 現況

タクシーを安全かつ気持ちよく利用して頂くためにはタクシー乗場の一層の整備、充実を図る事が重要であります。

センターでは、これまで利用者の利便性や安全性に留意しながら、乗場を設置するとともに、乗場標識や上屋等の整備も進めてきました。

平成31年度も、既設タクシー乗場等の利用状況に留意しながら、乗場の見直し及び乗場施設等の改善に積極的に取り組んで行くとともに、利用度が著しく低い老朽化が認められる乗場については廃止を含めた整備を検討していきます。

○ 平成30年12月末における乗場の設置状況

乗場	区分	設置数(箇所)		
			上屋付(箇所)	電照式(箇所)
近畿運輸局長指定乗場	大阪市内	45	3	13
一般乗場	大阪市内	116	27	12
	大阪市外	83	37	9
合 計		244	67	34

イ 平成31年度の取組

平成31年度も引き続き乗場の設置や乗場施設の改善に積極的に取り組んでいくとともに、他方実態調査の結果等により利用頻度の低い、あるいは実態に合わない乗場については廃止又は移設等の整理も併せて行ってまいります。特に近年の交通情勢から公道上に乗場を設置することは極めて困難であり、駅前等の大規模再開発や大規模集客施設など事業主体に対するタクシー乗場設置の要請にも注力していくこととし、併せて乗場の段差切り下げなどバリアフリー化の取組も要請していくこととします。

現在、大きなプロジェクトとして進行中のものでタクシー乗場に関係するものとしては、なんば高島屋前の交通広場の整備に伴う乗場施設の整備をはじめ、「JR鳳駅」、近鉄「若江岩田駅」の駅前広場の整備に伴う乗場の設置等について、北大阪急行線延伸に伴う平成32年度の開業予定の新駅「箕面萱野駅」の駅前広場のタ

クシー乗場設置についても、引き続き設置に向け準備態勢を整えています。

平成31年度の具体的な整備推進内容は別表2「タクシー乗場の設置・見直し等実施計画」（15頁）のとおりです。

（5）調査及び広報

ア 調査

（ア）利用者に対するアンケート調査

タクシー利用についての利用者意識と利用状況等を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を平成31年度も実施いたします。

調査の方法としては、主要ターミナルや繁華街等の利用者の多い乗場において、はがきの配布によるアンケート調査（配布枚数15,000枚）とセンターホームページによるWeb調査との併行により行います。

（イ）タクシー利用状況調査

タクシー乗場の適切な運営及び事業者の事業活動に資するため、平成31年度も特定指定地域内の主要タクシー乗場10箇所において、タクシー利用旅客の輸送回数や行先別の輸送状況等を把握する「タクシー輸送実態調査」を実施します。

○主要タクシー乗場10箇所

- ・大阪国際空港・千里中央駅・新大阪駅・大阪駅・阪急梅田駅・京阪京橋駅
- ・南海なんば駅・天王寺駅・近鉄阿倍野橋駅・南海堺東駅

イ 広報

（ア）センターニュースの発行

各事業者の事業運営に資するため並びにタクシー事業に対する理解を深めていただくため、タクシー事業者及び運転者、業界団体、行政機関並びに関係団体に対して「センターニュース」（隔月発行）を発行して、各種情報の発信に努めていますが、平成31年度も一層の内容の充実に努めてまいります。

（イ）業務統計（月報）の発行

センターが行っている業務実績について、毎月ごとに取りまとめたものを翌月に発行します。

（ウ）ホームページの運営

センターホームページ上において、センターの業務内容や概況、定款、事業計画及び予算、事業報告及び決算等の情報公開をしているほか、苦情や忘れ物に係る受付もホームページ上で申告ができるように開設しており、今後も、タクシー利用者にわかりやすくかつ容易に利用できるように内容の一層の充実に有効活用の促進を図っていくこととします。

また、外国人旅行者に対する、国際ビジターズタクシーについての情報をセンターホームページで情報発信していきます。

(エ) センター通信

警察署からの交通関係情報、道路管理者からの道路関係情報、その他センターからのお知らせ等、各種の情報をタイムリーに伝えるため、FAX通信により各事業者への情報提供を引き続き行います。

(オ) 記念誌の発行について

センターは昭和45年の業務開始から、来年設立50年を迎えることとなります。

これにより、50周年記念誌の発行をすることとし、その内容等についての準備を進めてまいります。

(6) 優良運転者表彰

利用者に対する親切善行をはじめ、交通事故被害者等急病人の輸送等による緊急対応や犯人逮捕への協力など運転者の模範となる行為のあった運転者を顕彰し、さらなる接客サービスへの意識向上を図るとともに、タクシー事業全体の資質の向上に繋がるものとして、優良運転者表彰を行います。

表彰の対象となる運転者は、事業者の申請に基づいて厳正な審査を経て決定され、表彰された運転者に対しては、表彰状、記念品の贈呈のほか、タクシー車内に掲出する「優良運転者章」、「優良個人タクシー事業者章」を交付することとしています。

平成30年度の優良運転者表彰対象者に対する表彰式は、平成31年5月の開催を予定しています。

2 登録事務等事業

タク特法第19条の規定に基づき、登録実施機関として近畿運輸局長の登録を受けて実施している登録事務等については、国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用により適切に対応しており、平成27年10月タク特法改正により、大阪府におけるB地域（単位地域）においても登録実施機関として登録事務を実施しています。

登録事務については、依然、既存運転者の減少も手伝い引続き穏やかな減少傾向が見られ、以上の状況と過去の実績を踏まえ、平成30年度同様に親切・丁寧な対応を行い、円滑に手続きを行うことができるよう努め、別表3「登録事務等事業実施計画」（16頁）のとおり実施することとします。

3 試験事務事業

試験代行機関としてタクシー運転者になろうとしている者に対して試験を実施していますが、平成31年度は、平成30年度の見込み数から次表のとおり受験者数を見込んでいます。

○ 法令・安全・接遇に関する試験並びに地理に関する試験

試験	年度	平成31年度 計画数(人)	平成30年度 見込み数(人)
法令・安全・接遇に関する試験		1,500	1,488
地理に関する試験		2,000	1,990

Ⅲ 収益事業

1 登録用写真事業

運転者証及び事業者乗務証の交付や訂正申請等には写真を貼付することとなっており、これらの申請者の約70%以上がセンター設置写真機で撮影しています。

よって、平成31年度は次表のと通りの撮影数を見込んでいます。

[大阪府A地区]

項目	区分	平成31年度計画数(人)	写真利用率 (%)	撮影見込み数 (人)
	項目別数(人)			
運転者証交付		2,840	75.3%	6,897
運転者証訂正		5,490		
運転者証再交付		30		
事業者乗務証交付		60		
事業者乗務証訂正		735		
事業者乗務証再交付		5		
		9,160		

注：1 写真利用率は平成30年度見込み数から算出。(6,383/8,479=75.3)

2 写真撮影料金は1,000円

[大阪府B地区]

項目	区分	平成31年度計画数(人)	写真利用率 (%)	撮影見込み数 (人)
	項目別数(人)			
運転者証交付		190	51.6	373
運転者証訂正		530		
運転者証再交付		2		
		722		

注：1 写真利用率は平成30年度見込数から算出。(382/741=51.6)

2 教材・用紙等販売事業

研修等に使用する教材等及びタク特法で定められた登録申請用紙については、事業者または運転者から購入の申し込みがあった場合に有料にて提供します。

○ 登録関係

種 類	区 分	平成31年度 計 画 数(枚)	平成30年度 見 込 み 数(枚)	販売価格(円)
登録申請用紙、運転者証交付申請書		1,200	1,095	20
運転者証用ケース(ポリカーボネイト)		2,500	2,485	150
運転者証用ケース(プラスチック)		600	510	80

○ 研修関係

種 類	区 分	平成31年度 計 画 数	平成30年度 見 込 み 数	販売価格(円)
地理試験問題例集		1,000冊	800冊	400
乗務員マニュアル		30冊	30冊	150
地理の手引		1,600冊	1,500冊	800
研修教本		5冊	5冊	800
UDテキスト		1,700冊	1,600冊	1,500
コミュニケーションシート		90枚	90枚	100
4箇国語対応ステッカー		10,000枚	—	50

- 注：1 地理試験問題例集はセンターのホームページからプリントアウトが可能。
 2 「乗務員マニュアル」「研修教本」「コミュニケーションシート」は研修時に配布している。(受講料に含まれている。)
 3 「地理試験問題例集」「地理の手引」「UDテキスト」は研修時に販売している。(受講料に含まれていない。)

3 共同休憩所運営事業

共同休憩所運営事業は、タクシー運転者の福利厚生を目的としたもので、大阪市浪速区桜川において共同休憩所を運営しております。

桜川共同休憩所は、鉄骨2階建の構造で、1階部分にはテナント(食堂及び会社事務所)、2階部分には運転者用の休憩所を開設しており、トイレのほか会議室があります。

○ 共同休憩所設置状況

名 称	所 在 地	敷地面積	建物の構造等	座席数等	駐車台数
桜川共同休憩所	大阪市浪速区 桜川 3-7-18	992.13 m ²	鉄骨2階建 1階 テナント(食堂他) 2階 休憩所/トイレ他	2階休憩所 20席(7テーブル)	テナント用 10台 休憩所用 20台

4 土地・建物賃貸事業

センター本部4階事務室の一般社団法人大阪タクシー無線センターへの賃貸は、平成31年度も継続することとします。

また、桜川共同休憩所建物1階に入居する食堂及び会社事務所については、平成29年3月から賃貸契約を締結しており、平成31年度は契約3年目となります。

5 自動販売機による飲料等販売事業

センターに来所される運転者や研修・講習生に利用していただけるように、飲料及びカップ麺の自動販売機を1階駐車場及び2階休憩室内に設置し、桜川共同休憩所には、飲料の自動販売機を設置しており、今後も引き続き事業を継続することとします。

IV その他事業

1 誘導案内整理事業

誘導案内整理事業については、タクシー乗場における利用者の利便性の確保と降車場におけるスムーズな運用と一般交通との安全確保のために行っており、平成31年度から新たに入札によって3年間の事業委託を行っていきます。

なお、案内・整理要員の配置計画は、別表4「タクシー乗場別案内人等配置計画」（18頁）のとおりで、安全で利用者の利便に配慮した誘導案内に努めることとします。

2 適性診断事業

適性診断事業については、平成27年12月に国土交通大臣より実施機関として認定を受けて平成28年1月から業務を開始しており、平成30年度は当初計画どおりの受診者数となる見込みであり、事業者からの問い合わせ・申し込みも増え、特に適齢診断の申し込みが増加傾向にあることから、平成31年度は1,712人の受診を見込んでいます。

○ 適性診断

種 別	対 象	受診者見込み数(人)		診断料(円)
		平成31年度	平成30年度	
適性診断	旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断(初任診断・適齢診断)	1,700	1,530	4,500
	旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断(特定診断I)	12	11	9,000

3 インターナショナルビジターズタクシー事業

インターナショナルビジターズタクシー（以下「インタク」という。）事業は、外国語の会話能力を有し、かつ接遇や観光案内のできる認定運転者によるタクシーサービスで、

平成27年から事業を行っています。

平成30年度においては、新たに英語29名、中国語6名、韓国語2名の運転者を認定するとともに、認定の有効期限の更新時期に当たることから、更新の手続きを実施しました。

当センターでは、平成31年度もインタク事業の目的達成のために、必要により認定に関する実務研修・認定試験を実施するとともに、外国語講座を受講した運転者やインタク実務研修を受講した運転者を対象としたオンライン（スカイプ）研修も引き続き実施します。

また、今後の事業の在り方や、新たな事業主体による組織運営の検討などに引き続き積極的に参画していくこととします。

○ 認定に関する実務研修・認定試験

対 象	受講見込み数	受講料	受験料
語学が堪能な運転者であって、認定を受けようとする運転者	30名	5,000円	2,000円

○ オンライン（スカイプ）研修

対 象	種 別	受講見込み数 (延べ人数)
外国語講座を受講した運転者を対象に、外国人旅行者に対してタクシー運転者として必要な会話ができることを目指し、スキルアップを希望する運転者（毎週2回・年4期制(無料)）	英 語	120名

4 優良運転者・優良事業者制度

大阪市域交通圏特定地域計画案に盛り込まれている、優良運転者・優良事業者制度の実施について、大阪市域交通圏タクシー特定地域協議会に引き続き参画していくこととします。

V 組織と運営

1 組織体制

平成31年度の組織体制は次表のとおりです。

区分	役 員	総務課	業務課	登録課	研修所	指導課	乗場管理課	計
平成31年度	2	8	6	3	8	30	3	60
平成31年1月現在	2	7	5	3	8	26	3	54

2 職員の職務能力の向上

各種研修に必要となる知識の取得や、法律の改正に伴い業務上必要となる事務処理方法などについて、外部セミナーへの参加、定例講座の受講、職場での勉強会を実施することにより、職員の職務能力の向上に努めます。

3 本部建物・設備の整備

老朽化が進むセンター庁舎の屋上配管の補修、機能低下した空調設備のリース契約による取り替え工事やその他庁舎内の各所の補修を進めます。

4 公認会計士等による監査

行政による外部監査制度の導入の指導に基づき、平成14年度から実施している公認会計士による外部監査を、平成31年度も引続き実施します。

また、センター業務のさまざまな問題等に対して、専門的な知識と経験による的確な判断と早期の対応及び円滑な業務推進のため、平成24年度から実施している弁護士及び税理士との顧問契約を平成31年度も継続することとします。

「研修・講習実施計画」

○ 一般研修等

種 別	対 象		受講者 (人)	受講料 (円)
新任運転者研修	新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域(4日) (大阪府A地域)	1,400	1,800
		大阪府B地域(2日)	160	7,300
新任運転者研修	特定指定地域(大阪府A地域)に単位地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者(2日)		10	1,500
新任運転者研修 (地理研修)	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域(3時間) (大阪府A地域)	10	1,500
		大阪府B地域(3時間)	30	
新任講習	登録の取消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	特定指定地域(4日) (大阪府A地域)	20	1,800
		大阪府B地域(3日)	10	7,300
命令講習	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の命令を受けた者に対して行う研修	特定指定地域(2日) (大阪府A地域)	10	1,500
		大阪府B地域(2日)	5	6,000
現任運転者研修	特定指定地域(大阪府A地域)内のタクシー事業者間で異動した運転者(2日)		100	1,500
自主研修	特定指定地域(大阪府A地域)内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者 (措置要綱にも基づく研修を含む)	1日	650	1,500
		半日	320	800
自主(バリアフリー)研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	特定指定地域 (大阪府A地域)	100	300
		大阪府B地域 (その他の地域含む)	30	1,300
出張バリアフリー研修	事業者団体及び事業者から要請を受けて事業者団体及び事業者の区域における研修受講者	特定指定地域 (大阪府A地域)	30	300
		大阪府B地域 (その他の地域含む)	20	1,300
高齢運転者安全運転研修	ニンタク制度に基づく研修	特定指定地域 (大阪府A地域)	120	3,500
		大阪府B地域	80	4,000
地理習熟・接遇向上研修			10	1,500
指導主任者(補助者)研修	指導主任者及び補助者		150	1,500
特別(外国語)講座	英語(年3回(初級編2回、実践編1回))		45	2,500
職域研修	事業者の区域における研修受講者		2,000	センター 規程による
合 計			5,310	

「タクシー乗場の設置・見直し等実施計画」

推進事業	実施内容	実施場所
タクシー乗場の設置	堺市の駅前整備に伴う乗場標識及び上屋の設置（平成30年度中に工事開始予定の遅延）	・ JR鳳駅前
	若江岩田駅前広場復旧による乗場復旧（平成30年度中の工事予定の遅延）	・ 近鉄若江岩田駅前
	北大阪急行延伸線 新駅建設に伴う乗場設置（平成32年度開業予定）	・ 箕面萱野駅
タクシー乗場の廃止	利用状況調査による廃止の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ [堺筋]明治屋ビル前 ・ [4号]南港ポートタウン西 ・ [5号]ニュートラム中ふ頭駅 ・ 堺・瓦町公園前 ・ 阪堺宿院駅
標識の整備	既存一般標識の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗禁規制標識 大江橋北詰交差点北東角 桜橋交差点南西角 ・ 乗禁地区乗場 [南11号]三菱UFJ銀行心斎橋支店前 [南25号]近畿産業信用組合難波支店前 ・ 一般乗場 [御堂筋]大阪ガスビル前 [長堀通]メリディアン心斎橋ビル前 阪神西九条駅 一栄ホテル前 [2号]ニュートラムポートタウン東駅 [地下鉄中央線]緑橋駅 阪急梅田駅 ヒルトンホテル(北) [新御堂筋]ビューフレックス梅田ビル前 ダイキホテル前(扇町) 新御堂筋ビル(南) [堺筋]大阪堺筋ビル前 大阪城公園 堺・八田西団地前 堺・ダイヤモンドシティ北花田
上屋の補修整備	既存上屋の補修・建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新大阪駅タクシー乗場上屋テント張替 ・ 一栄ホテル前タクシー乗場上屋建替え ・ 西九条駅タクシー乗場上屋建替え

「登録事務等事業実施計画」

[大阪府A地区]

項 目		年 度	平成 31 年度	平成 30 年度	手数料額 (円)
			事業計画 (人)	見込み (人)	
有 料	運転者の登録	新 規 登 録	1,260	1,254	2,000
		再 登 録	480	493	2,000
	運転者証の交付等	運 転 者 証 交 付	2,840	2,865	2,000
		運 転 者 証 訂 正	5,490	4,862	1,300
		運 転 者 証 再 交 付	30	30	2,000
	事業者乗務証の交付等	事 業 者 乗 務 証 交 付	60	60	2,000
		事 業 者 乗 務 証 訂 正	735	657	1,300
		事 業 者 乗 務 証 再 交 付	5	5	2,000
	謄本交付等	謄 本 交 付 ・ 閲 覧	50	48	450
	業務経歴証明	業 務 経 歴 証 明	100	96	450
合計			11,050	10,370	—
無 料	登録の消除及び効力停止	職 権 消 除	2,200	2,210	—
		消 除 申 請	150	153	—
		効 力 停 止	50	46	—
	登録事項の変更	免 許 証 更 新	5,310	4,892	—
		事 業 者 変 更	1,100	1,118	—
		住 所 変 更	750	733	—
		氏 名 変 更	10	26	—
		免 停 届 出	470	479	—
		事業者住所名称変更	300	290	—
	返納	運 転 者 証 返 納	2,700	2,723	—
事 業 者 乗 務 証 返 納		200	207	—	
合計			13,240	12,877	—

注：黒枠太線は、申請時に写真添付が必要な項目を表す。

[大阪府B地区]

項 目		年 度	平成 31 年度	平成 30 年度	手数料額 (円)
			事業計画 (人)	見込み (人)	
有 料	運転者の登録	新 規 登 録	150	206	2,000
		再 登 録	10	12	2,000
	運転者証の交付等	運 転 者 証 交 付	190	255	2,000
		運 転 者 証 訂 正	530	483	1,300
		運 転 者 証 再 交 付	2	3	2,000
	謄本交付等	謄 本 交 付 ・ 閲 覧	0	0	450
	業務経歴証明	業 務 経 歴 証 明	0	0	450
合計			882	959	—
無 料	登録の消除及び効力停止	職 権 消 除	150	156	—
		消 除 申 請	24	25	—
		効 力 停 止	0	0	—
	登録事項の変更	免 許 証 更 新	527	471	—
		事 業 者 変 更	30	37	—
		住 所 変 更	36	46	—
		氏 名 変 更	1	1	—
		免 停 届 出	7	9	—
事業者住所名称変更	0	0	—		
返納	運 転 者 証 返 納	230	228	—	
合計			1,005	973	—

注：黒枠太線は、申請時に写真添付が必要な項目を表す。

「タクシー乗場別案内人等配置計画」

1 案内業務

配置場所		配置時間	人員 (人)	配置日
大阪国際空港	タクシー乗場	8:00～22:00	2	毎日
J R 新大阪駅	タクシー乗場	8:00～24:30	1	1月1日を除く毎日
J R 大阪駅	タクシー乗場	8:00～22:00	1	
北 新 地 乗車禁止地区	1 7 号 乗 場	21:00～ 2:00	1	配置時間の始まりが 土曜・日曜・休日・年末年始*を除く毎日
	4 号 乗 場	(平日) 21:00～ 2:00 (土曜) 21:00～24:00	1	配置時間の始まりが 日曜・休日・年末年始*を除く毎日
南 地 乗車禁止地区	2 号 乗 場		1	
	5 号 乗 場		1	

※ 年末年始は、12/29～12/31、1/2 及び 1/3

2 交通誘導業務

配置場所		配置時間	人員 (人)	配置日
J R 新大阪駅	3階タクシー降車 場付近	8:00～22:00	1	1月1日を除く毎日

